

第6期地域福祉実践計画

～誰もが安心して暮らせる、

ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり～

令和3年度 ～ 令和7年度

(2021) (2025)

<素 案>

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 計画の概要	
1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 計画の策定方法及び進行管理・・・・・・・・・・	5
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 第4期恵庭市地域福祉計画との関連について	6
第3章 地域福祉を取り巻く現状について	
1 第5期地域福祉実践計画の取り組みと現状等について	7
2 地域福祉懇談会・アンケート調査・・・・・・・・	10
第4章 第6期地域福祉実践計画について	
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第5章 計画の施策体系について	
施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第6章 体系別実施計画について	
1 基本目標1・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2 基本目標2・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3 基本目標3・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4 基本目標4・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5 基本目標5・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第7章 資料編	

第1章 計画の策定にあたって

【社会福祉協議会とこれからの地域福祉の動向】

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条に「地域福祉を推進する団体」に位置づけられており、行政をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設、医療、保健、教育等の関係機関との参加・協力のもと住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉のまちづくりに取り組んでいます。

これまで行政では、高齢者、障がい者等対象者ごとに公的支援制度を整備し、その制度の充実を図ってきましたが、少子高齢化の進行、核家族世帯の増加、個人のライフスタイルが多様化したこと等により「共に支えあい・たすけあい」といった社会的意識の低下、地域住民相互のつながりが希薄化し、社会的孤立や従来の制度では救済できない複合的な課題を抱えた事例が増えています。

こうした地域課題から、住民一人一人が身近な地域で抱える課題を「我がごと」としてとらえ、医療・介護・障がい福祉制度の「縦割り」の支援体制を見直し、制度や分野を超えて「支える側」「支えられる側」と分け隔てなく個人や世帯を包括的に支援を行う「丸ごと」の支援体制の構築を国は目指しており、恵庭市においても住民一人一人の暮らしや生きがいとともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

恵庭市社会福祉協議会においても、地域福祉の推進を担う中核的組織として、多様化する地域福祉課題に対応するため、引き続きより一層福祉のまちづくりを進めていくことが求められています。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

第5期地域福祉実践計画では、「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい福祉のまちづくり」を基本理念に、小地域ネットワーク活動やふれあいサロン事業による地域での支えあい、ボランティア活動推進による支えあいや生きがいづくり、支援が必要な人の相談窓口、配食サービス等の在宅福祉サービスの提供等により住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉のまちづくりを進めてまいりました。

計画の進行・管理を担う地域福祉部会において毎年事業終了後に、各事業の取り組みや実績等について検証・評価を行い、第5期地域福祉実践計画期間中においては、平成25年度から恵庭市より移管された4事業と1事業の自主事業の廃止、そして新たな取り組みとして、緊急通報システム事業にて訪問相談の開始、また恵庭市より恵庭市介護支援ボランティアポイント事業、恵庭市成年後見支援センター事業、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業を受託し、これまで社協が培ってきた福祉事業のノウハウ等を活かし、地域福祉を進める上で新たな役割を求められ福祉のまちづくりを進めてきました。

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民に明らかにするものです。

社協は、ともに支えあい助けあえる地域社会をめざして、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員児童委員、各関係機関・団体等のご理解ご協力をいただき、それぞれが役割を適切に担いながら地域福祉を推進することを目的に本計画を策定するものです。

2. 計画の策定方法及び進行管理

計画策定にあたり、社協の理事及び評議員で構成する地域福祉部会が計画策定委員会としての役割を担い、第5期地域福祉実践計画においても計画の進行管理を行ってきました。

市民を対象として市内3地区で開催した地域福祉懇談会は、恵庭市で策定す

る地域福祉計画との連携を図るため合同で開催し、地域福祉実践計画期間中の事業実績等に基づき計画の進行状況等の説明を行うとともに、ご意見及び提言等を伺いました。

さらには、事業所等アンケート調査を行い、実際の現場で高齢者及び障がい者等を支援する専門職の視点からのご意見をいただきました。

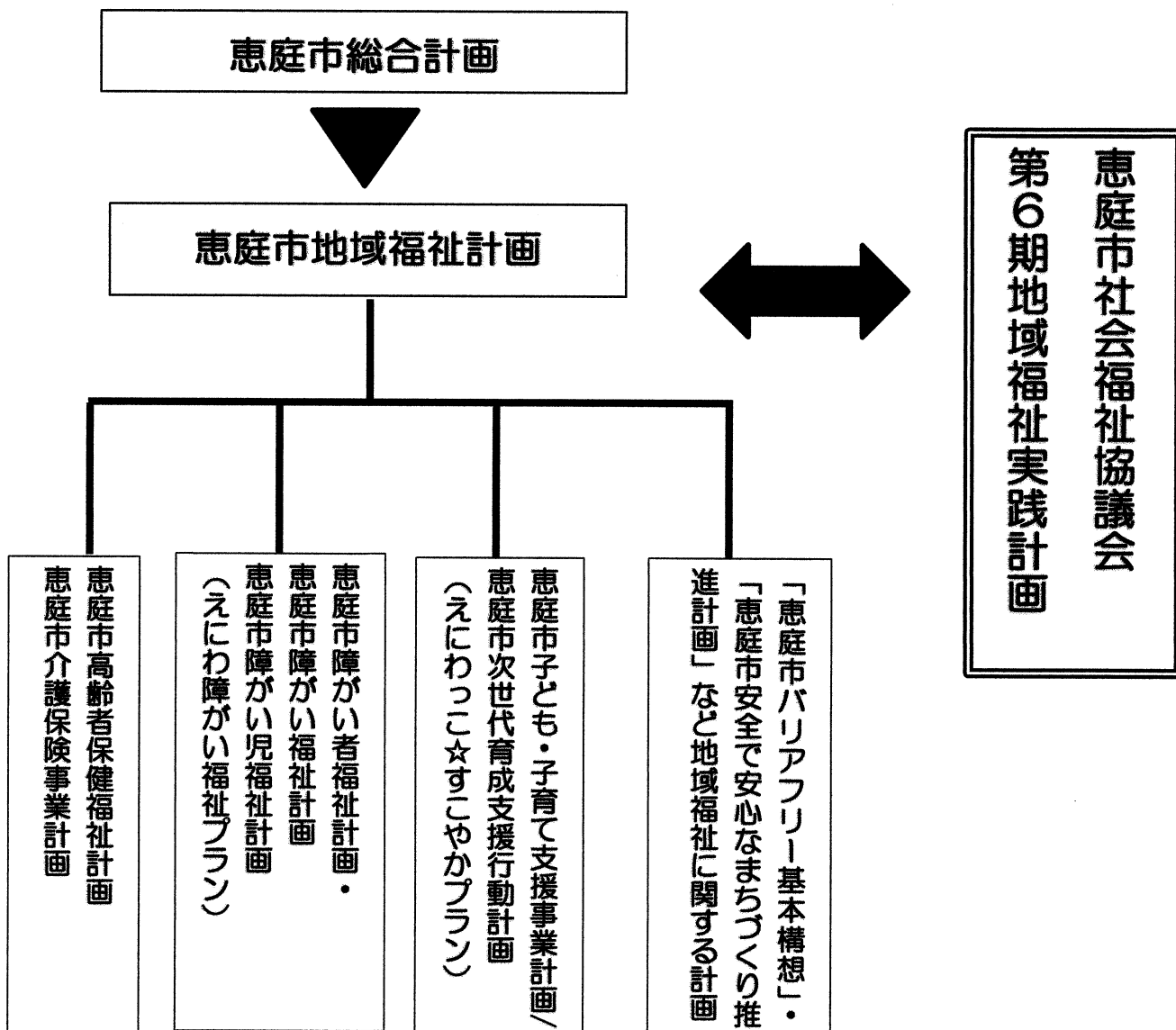
本計画は毎年度地域福祉部会にて評価・検証を行い、必要に応じて見直し等を行いながら進め、また新たな地域福祉事業への取り組みが必要となった場合は本計画に位置付け実施してまいります。

3. 計画の期間

計画は令和3年度（2021年4月）から令和7年度（2026年3月）までの5カ年計画とし、恵庭市第4期地域福祉計画と連携し一体的に推進していきます。

4. 第4期恵庭市地域福祉計画との関連

※第4期恵庭市地域福祉計画（案）より抜粋



第3章 地域福祉を取り巻く現状について

1. 第5期地域福祉実践計画の取り組みと現状等について

【基本目標1】 「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

小地域支えあい指定事業では、地域福祉座談会、声かけ訪問、福祉マップづくり、広報事業、活動の仕組みづくりの5つのメニューすべてを取り組むことを要件としておりましたが、第5期計画から声かけ訪問を必須事業として、残りの4つのメニューから取り組みしやすい2つのメニューを選択する地域で取り組みしやすい形とし、1地区の指定を行い40地区の指定が終了しました。

ふれあいサロン事業については、高齢者にとっての居場所、健康増進として注目されたことで登録団体が飛躍的に増加し活動の輪がひろがりました。

しかし、その一方でふれあいサロン事業開始から10年が経過し、代表者及びボランティア等の高齢化による後継者の課題、また新型コロナウイルス対策を行ってのサロン開催、サロンに参加したいが会場まで行くことが難しいといった移動の課題等これまで長く活動してきたからこそその課題が出てきています。今後は地域やサロン団体ごとの課題を共有し、その解決方法をサロン関係者等と一緒に考えていく必要があります。

【基本目標2】 「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業を恵庭市より受託し、65歳以上の高齢者の多くが、高齢者支援施設やいきいき百歳体操サポーターが行うふれあいサロン活動等に参加することでボランティア活動がより一層活発となり、ボランティア活動人数は飛躍的に増加しました。

児童生徒のボランティア活動の普及については、小中学校で行う体験等を含めた福祉の学習の内容について担当教諭と打ち合わせを行い、講師の調整・紹介、また社協職員が講師となりボランティアについての説明を行ったほか、体験に必要な車いす等の資機材の貸出を行う等児童・生徒の福祉教育の支援を行いました。

災害ボランティア体制の整備では、北海道胆振東部地震で大きな被害が遭ったむかわ町の災害ボランティアセンターへ職員を派遣し被災地支援活動を行うとともに、被災地支援活動を行って得た経験等から恵庭市災害ボランティアセンターの運営マニュアルを更新し、令和元年度に実施された恵庭市総合防災訓練において、更新したマニュアルを基に訓練を行いました。

【基本目標3】 「地域生活での安心と自立をサポートします」

恵庭市成年後見支援センター事業では、認知症高齢者及び障がい者等が地域で安心して生活ができるように、制度の利用や手続きに関する相談を受け、法人後見の受任や日常生活自立支援事業の利用等により支援を行ったほか、市民後見人養成講座による担い手の養成や専門職向けの講演会を開催する等制度の普及啓発を行いました。

今後は、これまでの権利擁護支援においてのノウハウ等を活かし、制度の利用促進やネットワークづくり等権利擁護支援における中核的な役割を求められています。

また、平成30年度より生活困窮者自立支援事業を受託し、主に経済的に困窮した方の就労支援や住居確保給付金、生活福祉資金の貸付等により生活困窮者の支援を行いました。

現在は新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、住居を失うおそれのある方や生活費が足りない等生活困窮者への対応が求められています。

【基本目標4】 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

計画の進行管理を行う地域福祉部会での事業評価等から平成25年度に恵庭市より移管された寝たきり高齢者等日常生活用具給付事業、徘徊高齢者位置検索システム端末機給付事業(※)、家族介護者介護職員初任者研修受講支援事業、単身高齢者福祉電話貸与事業(※)のほか、社協の自主事業の住民参加型在宅福祉サービス助っ人えにわを第5期計画期間中に事業を廃止しました。(※新規利用受付を停止しており利用がなくなってから廃止になります)

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業では、平成29年度から訪問相談を開始しました。訪問相談員を配置して体調の変化の確認や定期的な安否確認、利用者の中で希望する方にはかかりつけ医等が記載された救急キッドの整備を行う等きめ細やかな対応に努めました。

また在宅高齢者等配食サービス事業では、配食提供事業者を従来の1社から4社に増やし利用者が選択できるようにしたことで利用の幅が広がり利用者が増加しています。

新たな事業としては、生活支援体制整備事業の受託により、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活の困りごとや地域の課題を把握し、その解決方法を地域住民等と一緒に考え、一つの事例として近隣のスーパー等の閉店等により高齢者が食料品等の買い物に行くことが大変になったという声が多くあったことから、解決方法として生活協同組合と協定を締結し高齢者のために移動販売車の利用につなげました。

その他、高齢者が日常生活のほんの少しの困りごとを助けてほしいというニーズがあり、対応できる有償ボランティアについて検討を進めます。

【基本目標5】 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

第5期地域福祉実践計画の策定委員会の役割を担った地域福祉部会が、計画の進捗状況等進行管理を行い、計画期間中は毎年各種事業の検証・評価を行いました。

計画期間中には恵庭市介護支援ボランティアポイント事業、恵庭市成年後見支援センター事業等の受託により職員が増え、事務所スペースの狭隘化が課題となり第2福祉会館を建設しました。

また職員の増加及び第2福祉会館の建設に伴い、従来の2課から3課制にし事務局体制の整備を行い、今後社協が地域福祉を推進する団体として求められる役割等に対応するためハード面ソフト面双方の整備を行い社協組織の強化に努めました。

2. 地域福祉懇談会・アンケート調査

<地域福祉懇談会の開催>

恵庭市第4期地域福祉計画、第6期地域福祉実践計画策定にあたり、地域の福祉課題や活動等の現状把握、市民との意見交換等を目的に地域福祉懇談会を開催しました。

懇談会では、それぞれの計画の取り組み状況等を説明し、地域で生活する上での課題や困りごと等をお聞きし意見交換等を行いました。

【島松地区】

1. 日 時 令和2年11月16日（月）18時00分～19時00分

2. 場 所 島松公民館2階中会議室

3. 出席者 市民 15名

恵庭市 足立保健福祉部次長 佐々木福祉課長 立山福祉課主査

社協 船田常務理事・事務局長 海老事業管理課長 長政事業推進課長 岡主査

【意見交換】

市 民：地域福祉実践計画に福祉サービスとあり、内容をみると高齢者へのサービスがほとんどであるが、障がい者のサービスについてはどうなっているのか。

恵庭市：地域福祉計画は全体を網羅するような理念的な計画である。子育てや障がいについても相談窓口を設置していることは書いてあるが、サービスについては個別の障がい福祉計画に記載がされている。

市 民：孤独死について、防止策としてなにかボタンを押すとつながるところがあるが費用が多額にかかるような話をきいている。なにか対策はあるのか。

社 協：地域福祉実践計画の資料13ページ目にひとり暮らし等緊急通報システム事業があり持病等があり孤独死するおそれがある方等が利用している。利用を希望される方の自宅へ訪問し様々な聞き取りをした上で判断している。利用料は月額272円であり、GPS機能もついておりどこにいるかもわかる。孤独死の防止策のひとつとして事業を行っている。その他、社協では地域の見守り活動を推進しており、孤独死への対策を行っている。その他、恵庭市では見守り隊を組織している。町内会・自治会をはじめ、民生委員等も入っており、恵庭市と社協で連携して孤独死への対策を行っているので事例等があれば情報を寄せていただきたい。

市 民：ひとり親の困窮状況について知りたい。児童福祉法でいくと児童は18歳までであり児童扶養手当も18歳の年度末まで受給ができる。母子寡婦福祉法でいくと児童は20歳までとなっている。2年間の差があるが、大学や専門学校への進学の際には市役所に相談に行っているかどうか教えてほしい。

恵庭市：子ども家庭課で児童扶養手当等の手続きがあり、手続きの際に聞き取りを行い状況を確認することができていると考えている。各ケースの個別の状況を把握しているのは担当職員であるが、大学や専門学校への進学の相談については生活保護担当のところにも相談に行っている可能性がある。

社 協：今日、相談件数まではお出しできないが、進学費用については子ども家庭課が窓口になっている母子寡婦福祉資金があり、足りない場合は生活福祉資金の教育支援資金で対応しているケースもある。

市 民：コロナ禍で非正規雇用の人たちの退職が多い中で大変だと思うが、障がい者の能力を引き出せるように障がい者を雇用できる機会を創設してほしい。また障がい者だけではなく引きこもりの人たちも多くいるが、そうした人たちも含めて住民税が払えるほどの収入が得られ、自己肯定感を持てるように恵庭市として後押しをお願いしたい。

恵庭市：障がい者等を雇用に結びつける等具体的な施策については障がい福祉課で計画を作成している。本計画においても、障がい者や引きこもり等の方々の居場所や雇用についての観点を持って考えていきたい。

市 民：老人クラブの会員で、妻が認知症で入院し夫婦世帯ではあったが 83 歳の男性が実質一人暮らしの状態となっていた。となり町に 50 歳程度の息子さんがいて、定期的に見守りとして電話連絡していたが、体調を崩して入退院を繰り返してから連絡していなかった。この会員の昔の同僚の人が何度か電話したが出なかったということで自宅へ行ってみたら不在で、家のとなりの人にもきいてみたが所在が確認できなかった。8 月の暑い時期で郵便受けには新聞がたまっていたので異変を感じてとなりの人とともに警察と一緒に家の中に入ったら、倒れていて亡くなっていた。老人クラブの中でも一人暮らしの高齢者を見守るために組織は作っているが、年に 2 回ぐらいの集まりになっていたので反省事項となっている。

恵庭市：さきほども説明があったが恵庭市では見守り隊を組織している。組織の中には、新聞配達や郵便局等にも入ってもらっている。その他地域の見守りでも、隣りの家が朝になっても電気がついたままですとか、夜になっても電気がつかない等異変があれば市役所に連絡するよう周知している。しかし、一人になっているということを自ら発信していただけないと気づくことができない。お話のあったケースであれば、となりの人に奥さんが入院していることを伝えてもらっていれば気付くことができたかもしれない。こうした、入院したことをとなり近所に伝えられるようなコミュニティをつくることができれば住みよいまちになると考えている。

市 民：隣り近所との関わりに関連して、現代の人たちはなかなか仲間に入ってくれない老人クラブをはじめ、町内会・自治会等にも加入しない。なにかよい施策はないか。

恵庭市：住民の中にはまわりの人たちと関わりを持とうとしない人もいる。そうした人がいることを介護福祉課や地域包括支援センターに情報をもらえると、接点づくりができる可能性があるので情報を寄せてほしい。そうした人たちをつなげるためにも老人クラブやふれあいサロン等魅力のある居場所をつくっていきたい。

市 民：北柏木町内会では、恵庭市から 75 歳以上の方を対象に一人 1,300 円の敬老祝い金に町内会費を 700 円上乗せして 2,000 円の商品券を配布している。70 歳になると福祉委員が町内会への加入未加入に関わらず訪問し情報を集めている。

最初の訪問でいきなり病気等を教えてもらうことはできないが、何度か訪問し言ってもらえるような関係づくりに努めている。参考にしてもらえるとありがたい。

市 民：バリアフリーについて確認したい。恵庭駅や恵み野駅はエスカレーターやエレベーターが整備され、島松駅は先延ばしになっている。高齢者が駅に降りるのに階段しかないのは非常に大変である。バリアフリー化になるのはいつになるのか情報発信をお願いしたい。

社 協：バリアフリー協議会の委員をしていることからその立場から情報をお伝えしたい。島松駅の構造が古くて、そこにエスカレーターを設置することが大変であるときいている。しかし、市長も島松の高齢者の声は受け止めており、早く取り掛かれるように力を入れているが様々な法律も関わっていて時間がかかっているときいている。エレベーターをつけるということで JR と話は固まっているときいており、令和 4 年度には具体的に動きがあるのではと思われ、動きがあれば島松の皆様にも説明があるはずである。また建設部が担当であるが出前講座を利用するのも情報を得る方法であり老人クラブで利用することも検討してみてはどうか。いずれにしても恵庭市で最重要課題として進めていると、バリアフリー協議会の中でも話が出ていることをお伝えしておきたい。

19時00分終了

【恵庭地区】

1. 日 時 令和2年11月17日(火) 18時00分～18時45分
2. 場 所 市民会館2階大会議室
3. 出席者 市民 18名
恵庭市 足立保健福祉部次長 佐々木福祉課長 立山福祉課主査
社協 船田常務理事・事務局長 海老事業管理課長 長政事業推進課長 岡主査

【意見交換】

市 民：次期計画策定について、SDGsに関連させて策定するのかどうか考えを聞かせてほしい。

恵庭市：SDGsは様々な分野で持続可能な社会を作っていくという内容と認識しており、福祉分野についても記載があったと記憶している。地域福祉計画は冒頭で説明したとおり理念的な計画で広い概念の中で策定している。計画に直接的にSDGsについて記載していないが、広い概念の中で包含した形で策定している。

市 民：今日配布された資料の中には、ノーマライゼーションという言葉が出てきていない。福祉を考える上で大切な考え方、言葉であることから次期計画では言葉の定義づけと理念の趣旨として使ってもらうように検討してもらえるとありがたい。またこうした考え方は教育の上でも大切なことであるから、教育委員会とも連携し児童生徒へも浸透させてほしい。

恵庭市：計画の中に言葉としてノーマライゼーションという言葉は明確に出していないが、理念はノーマライゼーションの考え方を前提としている。いただいた意見を参考に今後計画を策定していきたい。

社 協：福祉という言葉は幸せ、豊かさを意味するものである。ノーマライゼーションは地域福祉計画及び地域福祉実践計画よりもさらに上にある考え方であると捉えている。計画の中に文言が入っていないから実践していないわけではなく、ノーマライゼーションの考え方に基づいて計画を策定している。いただいた意見を参考に計画を策定していきたい。

市 民：地域福祉実践計画の資料の18ページ目に事務局体制の強化の項目があり、恵庭市から移管や委託を受けているが、今後も受託等あるようであるが事務局体制は問題ないか。

社 協：資料に記載のとおり事務局体制を整備するため第2福祉会館を建設し、2課から3課体制にし事務所スペースもとることができた。以前から移管及び受託について協議していたが、事務所スペースがなく職員を増員することができなかったが今後は仕事を受ける上で必要であれば増員するスペースがある。恵庭市よりも社協の方が地域に密着した形で様々な方々が参画して進めることができることから、説明でもあったが来年はちょこボラや福祉除雪を受けて体制整備を進めていきたいと考えている。今後恵庭市からどのように事業を受けていくのかを検討し、必要であれば人を増員して業務に対応していきたい。

18時45分終了

【恵み野地区】

1. 日 時 令和2年11月19日（木）18時00分～18時50分
2. 場 所 恵み野会館2階集会室
3. 出席者 市民 10名
恵庭市 足立保健福祉部次長 佐々木福祉課長 立山福祉課主査
社協 津田会長 船田常務理事・事務局長 海老事業管理課長 長政事業推進課長
岡主査

【意見交換】

市 民：地域包括支援センターは高齢者が利用するイメージが強いが、高齢者専門の相談機関なのか。

恵庭市：介護に関わらず、困りごと及び悩みごと等様々な相談を受けている。基本的には高齢者を対象としている。

市 民：社協の資料をみていると高齢者への支援が多いことがわかった。現在自分の世帯には高齢者がいなくて相談することがないが、市民にとっては子育て、高齢者等様々な相談があるが相談窓口がどこなのかわかりづらいと思うので、どこに行けばいいのかわかるように一度受け止めてつなぐような形があるとよいと思う。

恵庭市：市役所にくると総合案内があって担当課へつないでいる。生活環境部にあるが、様々な相談を一度受け止めて適切な課へつないでいる窓口もある。なかなか市役所にくることがないとわからないところがあるが周知していきたい。

市 民：恵庭市は就学前の子育ては手厚いと思うが、就学後は親のサポート等が手薄いと感じる。就学後に不登校や引きこもりで悩む親もいるが、勉強会や講演会等が少ないと感じるので今後計画に不登校、引きこもり対策を盛り込むことができれば、家庭内でも教育していくことができると思うのでお願いしたい。スクールソーシャルワーカーも対応してくれているが、集まるような場所があるとそこに行くところをみられることに抵抗もある。

恵庭市：貴重な意見として受け止めたい。しかし、引きこもりの方々を把握する術がなく、個別に相談があったケースについては対応している。関係部署とも連携し把握方法を含めて対応を考えていきたい。

市 民：福祉の計画とあって弱い立場の人たちのための計画という認識でいるが、計画の内容に女性の支援について記載がないが考えを伺いたい。

恵庭市：地域福祉計画の中には直接的に女性への支援については記載していない。ご質問があった内容については男女共同参画の部分に該当すると思われるので、男女共同参画の基本計画については市総務部で作成している。地域福祉計画の中には入っていない。

市 民：精神障がい者は見た目ではわからないし、孤独死や個人情報の問題もあるので支え手が不足しているように感じているので、精神障がい者の枠をとってもらって支援策について計画を作成してほしい。

恵庭市：今日の資料に他の計画との関連の体系図がある。そこに、地域福祉計画の下に障がい者プランがある。その中に精神障がい者の計画についての記載が含まれており、精神障がい者だけではなく、身体障がい者や知的障がい者も含めて地域包括ケアシステムの構築についての記載があり、その中で精神障がい者への具体的な支援について計画に位置づけしているのでご理解いただきたい。

市 民：現在新型コロナウイルスの拡大により感染拡大防止と言われている中で、今日の資料には特に対策等について記載がない。今後なにかあるのか。

恵庭市：説明にもあったとおり、地域福祉計画は理念的な計画であり、感染予防対策としては高齢者や障がい者の個別計画で位置付けられているので地域福祉計画には記載していない。

市 民：民生委員児童委員について、長く務めている民生委員であれば知っている人が多いと思うが、新しく就任した民生委員だと知らない人が多いケースがある。周知等を工夫してもらえるとよいと思う。

恵庭市：民生委員児童委員の事務局は市福祉課にある。知られていないことが多いと思うが、福祉関係等のいろんな会議等にも参画してもらい活躍されている。地域の相談窓口としての役割があるので事務局としても今後周知を工夫していきたい。

市 民：感謝を申し上げたい。子どもがダウン症で話すことができなくて、中学生ぐらいのときに恵庭市に転入してきた。市内の特殊学級に通うためバス停でバスを待っていたときに見知らぬ人が挨拶してくれて労ってくれて、たまたまその人が市役所の職員で力になってくれると言われたことが嬉しくて恵み野地区に住んでよかったと思っている。このような懇談会を開いてくれてありがたい。

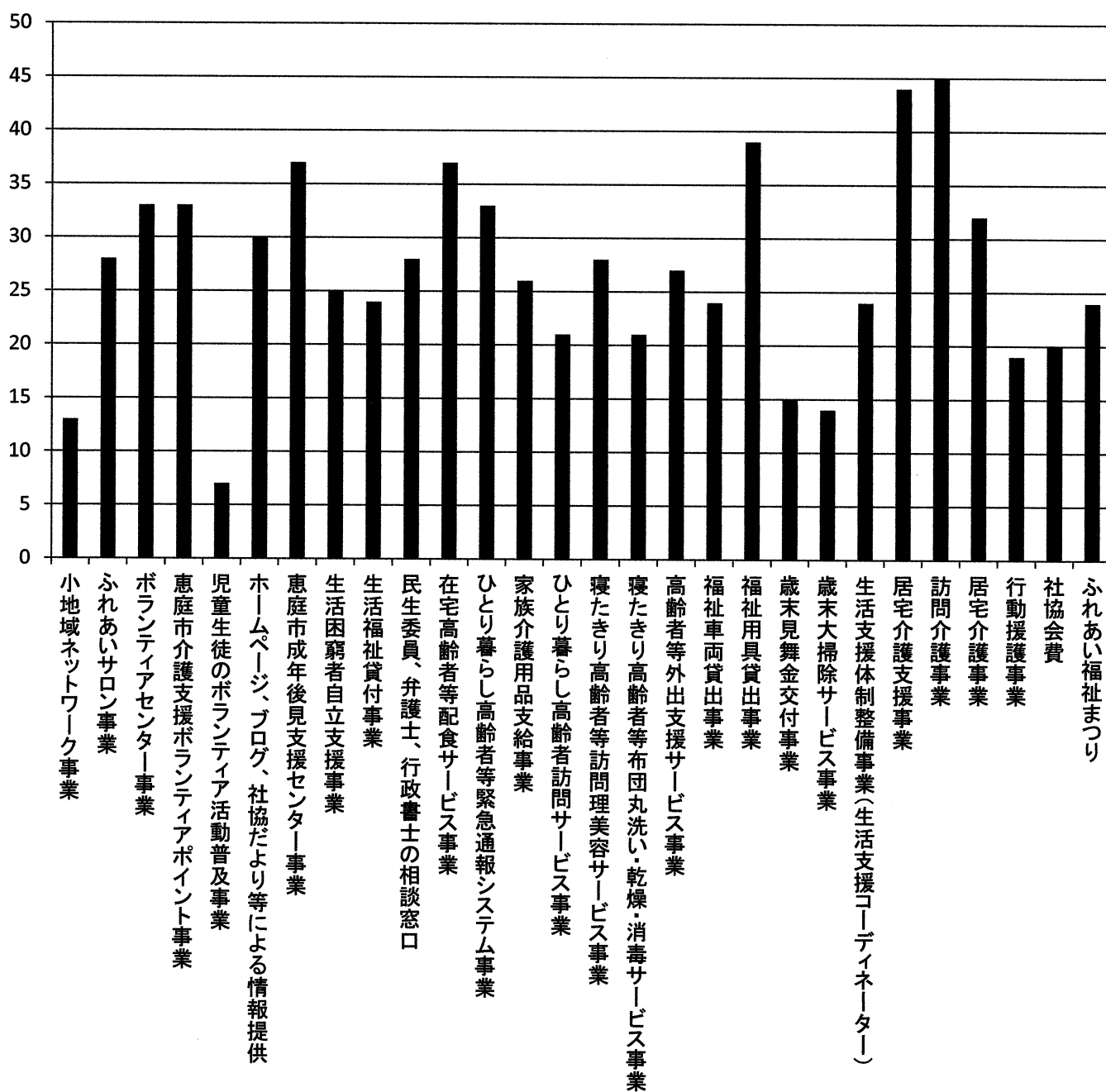
18時55分終了

＜アンケート調査の実施＞

社協では次期計画策定にあたり、市内の相談支援機関や介護保険施設等131事業所を対象にアンケート調査を行いました。

調査は令和2年12月8日から12月21日まで、50事業所（38.1%）から回答をいただきました。アンケート回答結果は次のとおりです。

1. 社会福祉協議会で行っている事業・サービスについて、あなたが知っている又は相談支援で活用したことのある事業・サービスの有無について



2. 既存の制度では対応できない事案等について

◆受診の付き添い

◆住宅型有料老人ホーム入居者の金銭管理

◆高齢者・独居の方が一時的に入院となり、その間のペットの世話をすることができるペットのお世話事業。

◆退院や急な入院の時の準備サービス事業。特に冬季に入院している間に大雪が降り、退院日に家に入れないとか、家の中が寒くて病気が悪化するなどを防ぐため、先に行って雪はねと暖房をつけておくサービス。急な入院の時は水を落とすなど入院の時に逆の働きもしてくれる。

◆ごみの分別、ごみの収集日がきめられた通りにできない。周囲から声掛けがあればできるが、そのような体制や仕組み作りができない。

◆認知症の方が地域活動に参加できるよう付き添いや見守りなどの支援。

◆除雪（単身高齢者・高齢夫婦）の希望があった時の即時対応が難しい。

◆ヘルパーの車で買い物に連れて行ってほしい

◆隙間のサービス。最近では、利用されている方も、サービスについて理解をしてきており、諦めのようなものを感じます。

◆市営住宅での除雪を必要とするケースで、共用部分になるが、管理会社(市からの委託)の対応ではないスペースがあった。デイサービスの車いす送迎には、通らなければいけない道であったため、除雪が必須だが、市の除雪サービスの対象にはならなかった。

◆市内の通院等乗降介助（要介護者）がほぼ営業できない（事業撤退）現状で通院方法が厳しい。

◆通院介助を行っている事業所が少なく、対応に苦慮することがあります。

◆施設への入居以外のご相談を受けることがほとんどないです。

◆サロン会場、憩の家、会館までの移送サービス。

◆街路樹の落ち葉（イチョウ）が一戸建ての玄関外にたまってしまった際の掃除

- ◆認知症やアルコール問題を抱えた家庭での車の運転に関し、家族が黙認していると事業所から警察へ直接連絡できないケースがある。
- ◆外出時の同行支援、病院受診、診察の同席。制度としてあるが、対象者の範囲が限られることと、対応可能な事業者が、ニーズに対して少ない。
- ◆車庫の上等特殊な除雪。
- ◆ごみの分別、ごみ捨て
- ◆要介護者の通院等乗降サービスの不足
- ◆受診同行
- ◆郵便物の配送
- ◆理解力はあるが、身体的に外出が困難な方の払い込みによる支払い等
- ◆集いの場までの移動
- ◆ゴミ出し
- ◆ペットの世話
- ◆病院内の付き添い
- ◆買い物や外出時の付き添い・介助
- ◆大掃除（カーテン洗濯、床ワックス、カビ取り、ゴミ出し他）
- ◆サロン、老人クラブ会場等への送迎
- ◆書類の整理、申請の支援
- ◆認知症の方へのモーニングコール（今日は〇〇日ですよ等）
- ◆受診の院内介助（付き添い）
- ◆緊急時対応（病状急変、転倒、水道凍結等）対応
- ◆ゴミの分別（大型ごみの廃棄含む）

◆雑木の処理（草取り、枝の伐採等）

◆大掃除レベルの清掃（換気扇、窓拭き、家具移動が必要な箇所、電球交換等）

◆事務手続き（公的制度の申請手続き等）

◆排雪

◆タバコ、アルコール類の買い物

◆ポータブルトイレや入浴用具等使用しなくなった特定福祉用具の引き取り依頼が増えてきており、引き取りの相談が増えてきております。

◆認知症（軽度）の方に対する、地域活動や自主活動の際の外出の付き添いなどの支援。

◆高齢者の通院時の院内付き添い。（同行できる家族がいない方が増えており、結局CM対応になることが多い）

◆透析などの通院時の交通手段。

3. 市民からの相談を受けるにあたって、地域課題として、最近特に気になると感じる相談の内容について

◆ひきこもり、8050 問題の相談が少しずつ増えてきています。

◆独居や老々介護、認知介護などが多くなったこと、地方にいる家族が受診に付き添っていたが、コロナがあり来れなくなって、受診にも行けない等の問題があります。

◆現行の介護保険のヘルパーサービスでは、同居人がいると制限があったり、利用者の使用する範囲のみと、限られた範囲のサービスですので、賄いきれません。

◆訪問看護で薬を届けるとか、受診付き添いを探すなどの任務も出てきています。

◆8050 問題や老親と障がいを持つ子どもの構成の世帯の支援。緊急性の高い福祉ニーズを有している状況であっても、その状況を理解できず、相談やサービスに結びつきにくく、生活状況がかなり悪い状態になっているケースが増えている。

◆コロナ禍での訪問介護～事業所、スタッフが濃厚接触者等になった場合の利用者への対応

◆老々介護で在宅生活の継続が困難となった時に、施設入所を希望しても施設に空きがなく家族が疲弊している。小規模多機能が恵庭に1ヶ所しかなく、施設に空きもないため小多機に連泊せざるを得ない。

◆障がいのある子と母親の引きこもり事案。

◆育児困難家庭の支援と、親への適切な対応。

◆緊急入院時のペットや花のお世話

◆移動支援・行動援護等の事業所が少なく、利用希望があるにも関わらず使えない。余暇の充実を図れていないのが現状と感じます。一つのサービスに対して、事業所が少なく選べないことで、そこでうまくいかないと引きこもってしまうようなケースになりかねない為、危機感を感じています。

◆院内介助が、介護サービスでも対応できず、コロナ禍でボランティア支援を受けられないのもきつい。

◆コロナウィルス感染拡大している為、外には行きたいが、感染したら怖いので、出れない方が多くいます。

◆入所相談を受けた際、若い年齢（70歳代）の方の申込相談が増えてきているように感じる。

◆日常生活に支障がある独居高齢者・認知症高齢者が多く、緊急時対応の相談が増加しています。ご本人・ご家族の生活不安を軽減し、安全性を考えると、介護保険における居宅サービス利用（訪問介護・訪問看護）、安否確認の訪問サービス事業、高齢者等緊急通報システム事業の利用が増加すると感じます。

◆孤独死の問題

◆目的地までの移動手段

◆透析の方の通院時の送迎で、介護保険での通院等乗降介助を行っている事業所が限られており、サービス調整が難しい。また体調が悪くても自力で無理やり行かなくてはならない方がいる。

◆老々介護・独居の方、介護者の介護力が充分でない等の家庭が増えていることから、受診の同行者がいない。院内の移動介助を引き受けてくれるサービスがない。

◆ストレッチャーでの移動が必要な方の受診のための車やディサービスの受け皿がない。

- ◆「〇〇に行けと言われて相談に来た」と来所する人がいます。そういう場合は事前連絡など取り合っていく必要があるのではと感じています。「たらい回しにされた」ではなく、より専門性の高い窓口の紹介と思ってもらいたい。
- ◆高齢者や認知症の方が活躍できる場所が少ない。
- ◆なんらかの困難さを持つ家族と、そのことを恐れて見守ることができない地域との関係性。
- ◆認知症の方への見守り、支援の仕方、迷惑をかけられている等
- ◆病院への付き添い（タクシーは呼べるが乗り降りや院内、薬局での支援）
- ◆身寄りがいない方の生活がうまくいっていない。安否が心配だが、本人からの要望はなく周囲からの相談がくる。
- ◆生活保護者の施設入居の場合、受け入れ先が少ない。（転居先）
- ◆ゴミの分別が難しく（誤って）、何度も収集車が持っていけないためいつまでも放置されてしまうことがある（認知症高齢者の場合、分別方法を理解できない）
- ◆自宅で転倒した時、家族だけでは起き上げることができなく大変困った。（救急車通報したら注意された）
- ◆足が不自由な一人暮らしの方が「回覧板」を持っていくのが大変だとこぼしていた。（特に冬の期間）
- ◆都度ケアマネジャー様やその他事業所様にご相談をさせて頂いておりますので今のところ特にございません。
- ◆コロナ禍の中で、今後、親の年金に生活を依存するしかない子が増えるのではないかと危惧している。「8050問題」を身近に感じる相談は出てきている。
- ◆家族支援が望めない（家族関係が希薄・遠方で物理的に困難）認知症独居・高齢夫婦世帯が増えてきているため、既存の制度のみでは支えきれなくなっている。また、同居家族がいたとしても家族機能を果たせない家族もいる。できる限り住み慣れた地域で暮らしていただきたいが、インフォーマル・地域の力にも地域差があるのが現状。

4. これから社会福祉協議会に期待する事業・サービスについて

◆介護保険のサービスだけでは、その人らしい生活が送れない事もあります。もっとボランティア活動を利用したいと思っています。

◆コロナの関係サポートなど

◆介護保険では賄いきれない、生活に必要なこまごまとしたサービスを広げてほしいです。特にペットの問題、例えば、入院中に安心して任せておけたり、自分が連れて行けなくても誰かに動物病院に連れて行ってもらえたりできることは、直接生活に関係ないようでも、生活者一人一人が大切にしていることに支援できるようなサービスになり、生きていく気持ちになったり、自立に結び付くのではないかと思います。

◆既存制度の多くは手続きや調整を経た後なければ利用できない状況があり、ニーズ発生から利用までの時間もかかることが多い。制度利用に至るまでの間のスポット的な役割を持ったサービスがあればいいと思う。(簡易に申込ができ、すぐに支援対応ができるようなサービス) また、介護保険などの公的サービスを利用しても生じる隙間ニーズの支援サービスがあれば良いと思う。

◆市民後見や法人後見など、社会一般には十分に定着しないかもしれませんが、営利団体では行えない事業の促進を期待しています。

◆ボランティア事業

◆民生委員との連携

◆入退院の前後(特に冬季間)水落としや帰宅前のストーブ着火

◆介護サービスの担い手の確保が困難で、制度として利用できるサービスも使えなくなっている現状がある。(院内介助～拘束時間が長いなど) (通院等乗降介助～人員分の給与も保障できない単価) (通所サービス～人材確保ができないことで、サービス担当者会議への参加も容易ではない)

◆低コストで稼働できる人材を紹介(仲介)し、活路を見いだせないか?

◆行政では手が届かないところを重点的に考えていただけると、喜ばれるかと思いますが、とても難しいなと感じます。

◆ご相談にのっていただき、いつも感謝しております。ありがとうございます。

◆介護保険制度を利用できない方(医療・障がいの利用者さん)から福祉用具貸与の相談が増えています。貸出用具の拡大・充実を期待しています。

- ◆このような情勢はありますが、ふれあいサロン事業の展開に期待致します。活動は小規模でも良いので、他者との交流を楽しむことができる機会が継続していけたらと思っております。貸出物品は、以前活用させてもらい、とても皆さんに楽しんでいただきました。更に種類が充実されることがあれば嬉しいです。
- ◆目的地への移動で困っている方が増えてきています。ニーズに対してマッチングできるサービスがあるとありがたい。
- ◆福祉車両の有効活用
- ◆訪問介護での夜間のサービス移動の積極的な取り組み
- ◆ボランティアさんの活動の場面が広がるようなより一層の取り組み。
- ◆支える、支えられる側を分断しない仕組み（地域）づくり。
- ◆子育て世代や働いている世代と協力できる関係づくり。
- ◆移送サービスの拡大
- ◆病院の付き添い
- ◆コロナ禍でのボランティア活動支援やリモートでのボランティア活動できるサークル様等の紹介があるとうれしいです。
- ◆非日常的な対応～転倒して起こせない、受診させたいが家族対応ができない、水道が凍結したが連絡できない、草木がのび放題、家に鳥や蜂の巣ができた。→ボランティア事業の拡張、地域の支えあい活動強化（ごみ分別や回覧板支援等）等で地域との協働で支援できるといいのですが・・・。
- ◆認知症対応のボランティアの育成
- ◆ゴミ出しだけ等のちょっとした支援
- ◆院内の付き添い
- ◆遠方の家族との繋がりを持ち続けるためのツール貸出し（高齢者へ画面のある端末機を貸出し、操作支援）

5. 社会福祉協議会へのご意見・ご要望等について

◆通所ボランティアの再開を希望します。

◆お世話になっております。入居者様も歳が増すにつれ認知機能低下もみられるようになり、金銭管理が難しくなっていく方の後見センターへの相談が増えていくと予想しております。今後入居者様の生活面においてご相談させて頂く事があると思いますので、宜しくお願い致します。

◆サービス利用の相談などは、在宅療養されている場合、ケアマネ発信か、直接家に行ってケアに携わる訪問系サービススタッフが社会資源の知識として得ていることが必須だと思います。実は、そういったサービス提供者は社会資源に疎い方が多いのです。在宅支援を担うスタッフに社会資源の情報を提供する機会を多く持つことが必要に思います。本来なら入院中に退院に向けての不安解消に、病院のナースから発信できるといいのですが、まず無理です。これは、入院期間の短縮とナースの多忙によるのかもしれませんが、ほとんど社会資源を知らないことから起きてます。病院向け、在宅支援者向けの情報提供にアイデアをお願いしたいところです。

◆社協という名前は知っていても、実際にどのような事業やサービスを提供しているかを知らない人が多い。また、知る機会に触れることも以外と少ない。各事業の名称の堅苦しさからハードルが高く感じられ、積極的にサービスを利用しようと思えなかったり、自分には該当しないと感じてしまうことがあると思う。

◆ボランティアの調整や紹介等、とても助かっています。

◆日々お疲れ様です。恵庭市は平均年齢が全国的にも若い為か、高齢者の皆さんへの思いが通じる市政が見えにくい。社協が中心となり、今後更なる発信を期待します。

◆デイサービスまで必要ではないがサロンほど続かない人が集まれる場

◆現在感染予防の為、ボランティアの方の受け入れを中止しておりますが、受け入れ可能になりましたら、また宜しくお願い致します。

◆知らないサービスが多数ありましたので、事業・サービス内容についてホームページを拝見させて頂き、今後活用させて頂けたらと思います。

◆今後ともご協力、ご助言をよろしくお願い致します。

- ◆こちらの施設では利用対象となる事業は限られておりますが、特に福祉用具貸与につきましては、急な身体状況の変化で歩行状態が悪くなったときなどご家族への助言もでき、助かった件がございます。今回このようなアンケートの機会をいただき、多岐にわたる事業が展開されていることを再認識することができました。ありがとうございます。
- ◆今回のように「第6期地域福祉実践計画」の策定に向けて、事業所等へのアンケートであるならば、幅広い意見や困りごとを抽出する目的があると思われます。そのため、サービス事業所の部署名や回答する職氏名を記入するとすると、回答の幅が減ることも想定し、無記名のアンケートも良い方法かと思います。
- ◆いつもお世話になっております。民間の事業所では難しい、隙間のサービスの部分を担っていただける存在として、市とのパイプ役として、今後も活躍して頂けることを期待いたします。
- ◆ポータブルトイレを希望される方で認定が出ていない場合、申請して約1ヶ月結果が出るまで動けないため、必要時にお借りできていた社協様には感謝しています。ニーズが多い場合は、ポータブルトイレの貸出事業の再開をご検討いただけないでしょうか。
- ◆いつも様々な分野で地域の方々に支えていただきありがとうございます。市内では一人暮らし、高齢者世帯が増えてきていることから課題が発生していますが、制度下では対応できないものが多々あることを実感しています。加えて新型コロナウイルスの感染拡大により、（サービスの）利用控え、訪問拒否など新たな地域課題が生じています。とても難しい時代になりましたが、貴会には多様化する地域課題を抽出いただき、解決に向けて、フォーマルサービスとインフォーマルサービス等をうまく融合（調整）できるような対応も期待しております。
- ◆個別ケースの課題が多様化・複雑化しており、制度の狭間の方や適切な制度につながるまで時間を要することが増え、包括のみでは対応しきれないことも度々あります。一機関で解決へ向けるのが困難な時には、これまでどおり相談させていただけると助かります。また市内には様々な関係機関が増えていることで、連携における課題も出てきているのではないかと感じています。地域における相談支援体制の強化は地域包括ケアシステムの構築のためには欠かすことができませんので、今後も多機関・多職種連携の強化にお力をいただければと思います。

第4章 第6期地域福祉実践計画について

1. 基本理念

誰もが安心して暮らせる、

ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり

恵庭市第4期地域福祉計画の基本理念である、「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現に向けて、第5期地域福祉実践計画の基本理念及び基本目標を継承し、恵庭市社会福祉協議会においても、市民、行政、町内会・自治会、民生委員・児童委員、各関係機関・団体、ボランティア関係者等と連携・協働して、地域福祉を推進する団体として、住み慣れた身近な地域で誰もが安心して健康に暮らせる地域づくりとともに、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくりに向けた取り組みを行います。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標と重点推進項目を掲げ、基本理念の実現に向けて具体的に計画を推進します。

基本目標1 「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

地域福祉を推進する中核的な事業として、地域住民同士の「ふれあい」によるつながりづくり、見守り活動等による「支えあい」の体制づくり等を目的に小地域ネットワーク活動及びふれあいサロン事業の推進により基本理念の実現を目指します。

【重点推進項目】

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進
- (2) ふれあいサロン事業の推進
- (3) 社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催

基本目標2 「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

高齢者の生きがいづくり・社会参加の機会としてボランティア活動を推進するとともに、既存のサービスでは対応できない制度外の福祉ニーズに対してボランティアによる支援の検討等体制を整備しボランティアセンターの機能を強化するとともに、次世代を担う児童生徒の福祉教育を推進します。

【重点推進項目】

- (1) ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティアの養成
- (3) 児童生徒のボランティア活動の推進

基本目標3 「地域生活での安心と自立をサポートします」

認知症や障がい、また経済的な困窮、日常生活の困りごと等各種相談窓口を設置し、安心して暮らせるように、また地域で自立した生活を送れるようにサポートします。

社協事業の周知により潜在的な福祉課題等へ対応すること、また社協への理解を深めていただくことを目的に広報誌やホームページ等で情報提供を行います。

【重点推進項目】

- (1) 社協情報の発信
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 生活困窮者への支援
- (4) 相談体制の充実

基本目標4 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

社協が介護保険サービス等を含めた在宅福祉サービスを行い、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズを含めて、住民同士による支えあいやサービスの開発等、地域住民をはじめ恵庭市や各関係機関・団体等の協力を得て解決を図ります。

【重点推進項目】

- (1) 各種福祉サービスの事業の推進
- (2) 介護保険サービス等の充実

基本目標5 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

社協が地域福祉を推進する団体として円滑な法人運営を行うため、地域福祉実践計画の進行管理をはじめ、理事及び評議員、事務局も含めた組織体制の整備と強化、また安定的な財務運営等社協組織の基盤強化を図ります。

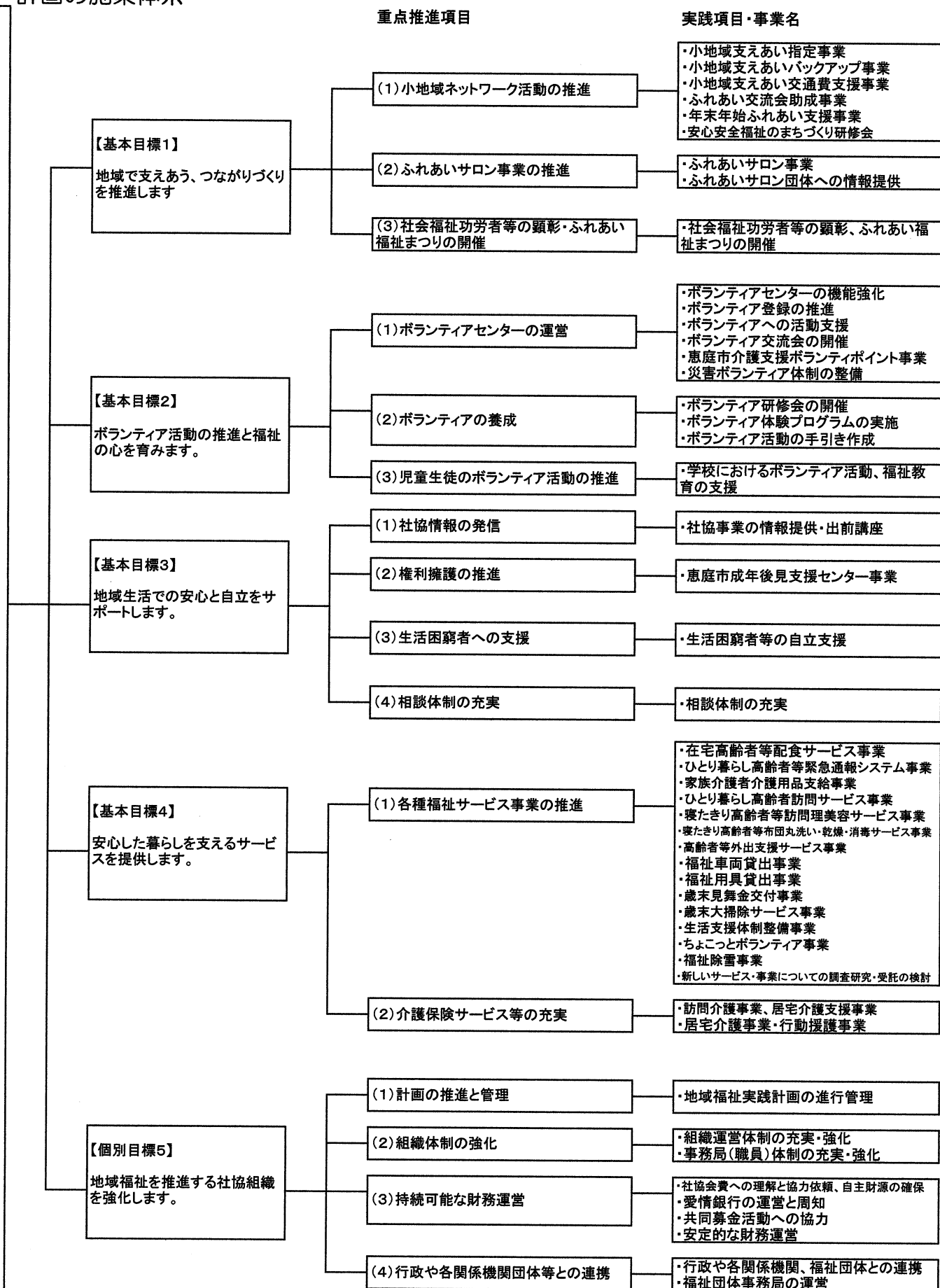
【重点推進項目】

- (1) 計画の推進と管理
- (2) 組織体制の強化
- (3) 持続可能な財務運営
- (4) 行政や各関係機関団体等との連携

第5章 計画の施策体系について

計画の施策体系

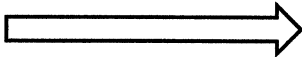
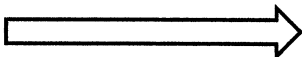
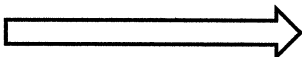
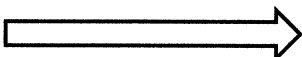
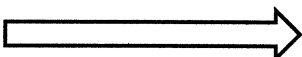
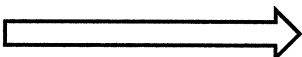
基本理念「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」



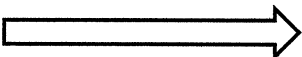
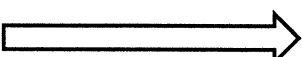
第6章 体系別実施計画について

基本目標1 地域で支えあう、つながりづくりを推進します

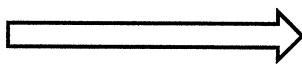
重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【小地域支えあい指定事業】 各町内会・自治会を3年間指定し、地域福祉座談会、声かけ訪問、福祉マップづくり、広報事業、活動の仕組みづくり等を実施し、地域での支えあい活動の定着を図ります。	自主事業	継続				
【小地域支えあいバックアップ事業】 小地域支えあい指定事業を終了した地区を対象に活動の継続を支援します。	自主事業	継続				
【小地域支えあい交通費支援事業】 各町内会・自治会が行う行事に介護が必要な高齢者、障がいのある方等が行事に参加できるよう支援を行います。	自主事業	継続				
【ふれあい交流会助成事業】 地域のつながりづくりを目的として、高齢者を含む交流事業を支援します。	自主事業	継続				
【年末年始ふれあい支援事業】 年末・年始（12月～1月）に行う交流事業を支援し、冬期間の交流促進を図ります。	自主事業	継続				
【安心・安全・福祉のまちづくり研修会】 地域で福祉活動に携わる方々を対象に研修会を開催します。（年1回）	自主事業	継続				

重点推進項目【ふれあいサロン事業の推進】

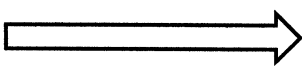
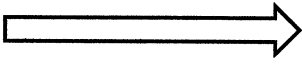
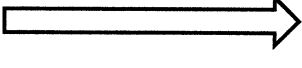
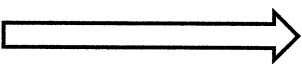
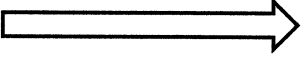
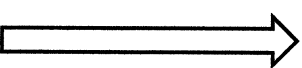
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【ふれあいサロン事業】 地域で気軽に集える場「ふれあいサロン」事業を実施し、サロン団体の運営を支援します。	自主事業	継続				
【ふれあいミーティングの開催】 ふれあいサロン活動に関わる課題、また地域住民の生活課題等、課題を共有し解決を一緒に考えていく情報交換の場として、各地区ごとにミーティングを開催し課題解決を図ります。	自主事業	継続				

重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

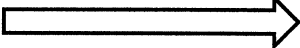
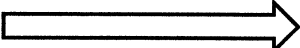
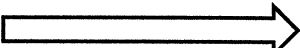
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催】 社会福祉協議会、共同募金委員会の共催で地域福祉に貢献のあった団体・個人の顕彰と、社協事業等のPRを兼ねて開催します。	自主事業	継続				

基本目標2 ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます

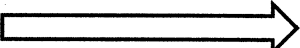
重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【ボランティアセンターの機能強化】 ボランティアリーダーを配置し、ボランティアに関する相談、ボランティアニーズの需給調整を行う等、ボランティアセンターの運営を行ないます。	自主事業	継続				
【ボランティア登録の推進】 個人・団体ボランティアの登録を募集し、ボランティアニーズに対応できる体制を整備します。	自主事業	継続				
【ボランティアへの活動支援】 個人ボランティアの保険料を負担するほか、ボランティアセンターに登録している団体を対象として、ボランティア保険等活動に必要な経費の一部を助成し、活動の支援を行います。	自主事業	継続				
【ボランティア交流会の開催】 ボランティアセンターに登録している個人・団体間の情報交換の場として交流会を開催します。	自主事業	継続				
【災害ボランティア体制の整備】 災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるために、必要に応じマニュアルの更新、備品の購入等体制を整備します。	自主事業	継続				
【恵庭市介護支援ボランティアポイント事業】 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを目的に、高齢者支援施設等で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、ボランティア活動の活性化を図ります。	受託事業	継続				

重点推進項目【ボランティアの養成】

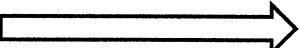
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【ボランティア研修会の開催】 ボランティア活動へのきっかけづくり、登録しているボランティアのフォローアップを目的にボランティア研修会を開催し、ボランティアについての理解を深めボランティアを養成します。	自主事業	継続				
【ボランティア体験プログラムの実施】 ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、体験プログラムを実施します。	自主事業	継続				
【ボランティア活動の手引きの作成】 初めての人でも安心して活動ができるように、活動時のマナーや心構え等をまとめた手引きを作成します。	自主事業	継続				

重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の推進】

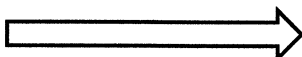
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援】 各学校で実施するボランティア活動や地域との交流事業等に対し助成を行います。その他総合学習で使用する福祉体験の用具貸出、講師紹介、社協職員が学校へ行きボランティアについての説明を行う等支援を行います。	自主事業	継続				

基本目標3 地域生活での安心と自立をサポートします

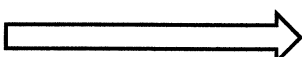
重点推進項目【社協情報の発信】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【社協事業の情報提供・出前講座】 社協広報誌を発行するとともに、ホームページやブログの作成、社協事業紹介冊子を発行するほか、学生の職場体験や出前講座等を行い、社協事業の周知及び理解を促進します。	自主事業	継続				

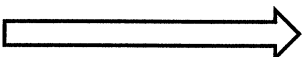
重点推進項目【権利擁護の推進】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【恵庭市成年後見支援センター事業】 法人後見事業、市民後見人養成事業、成年後見制度の普及啓発を行う成年後見センターを恵庭市より受託し、北海道社会福祉協議会より一部業務受託している日常生活自立支援事業も併せて一体的に実施し権利擁護体制を推進していきます。 また、成年後見制度の利用促進やネットワークづくり等の中核的な役割についても検討していきます。	受託事業	継続 				

重点推進項目【生活困窮者への支援】

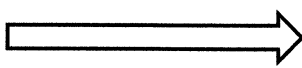
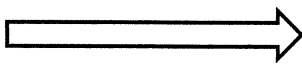
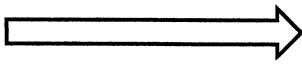
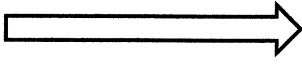
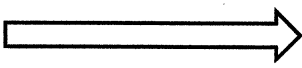
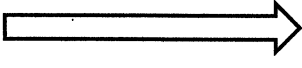
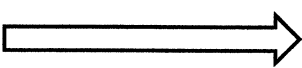
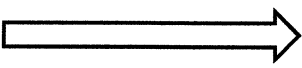
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【生活困窮者等の自立支援】 恵庭市より生活困窮者自立支事業を受託し自立相談支援機関として、経済的に困窮された方等を対象として、住居確保給付金による住居の確保、生活福祉資金貸付事業（道社協受託事業）の各種資金の貸付等生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成し自立と生活の安定を図るための支援を行います。	受託事業 自主事業	継続 				

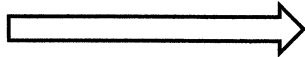
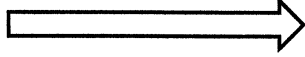
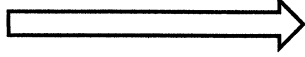
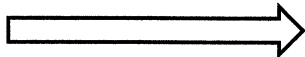
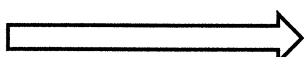
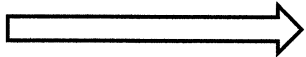
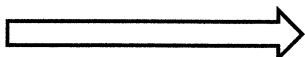
重点推進項目【相談体制の充実】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【相談窓口の設置】 市民の困りごとの相談窓口として、月に1回、「民生委員による心配ごと相談」、「弁護士による無料法律相談」、「行政書士による法務相談」の各種窓口を設け相談事業を実施します。	自主事業	継続 				

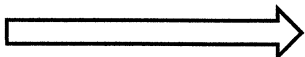
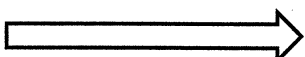
基本目標4 安心した暮らしを支えるサービスを提供します

重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【在宅高齢者等配食サービス事業】 高齢、虚弱または身体の障がい等により調理できない高齢者世帯等に夕食弁当を配達するとともに安否確認を行います。	補助事業	継続				
【ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業】 急病等突発的な事態が発生した時に迅速かつ適切な対応をとることと、定期的な安否の確認や健康相談を行うために、24時間いつでも緊急通報のできる携帯端末を貸出します。また訪問相談員を配置し定期的な訪問や連絡等により体調の変化や安否確認を行います。	補助事業	継続				
【家族介護者介護用品支給事業】 在宅で常時介護を必要とする概ね65歳以上の寝たきり高齢者等や身体に障がいのある方がいる世帯を対象に紙おむつ等の介護用品を支給し、介護負担の軽減を図ります。	補助事業	継続				
【ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業】 1週間に1本の乳製品の配達と、1か月に1回自宅訪問及び1週間に2回の電話により、ひとり暮らし高齢者の孤独感解消を図り、利用する方の体調を含めた日常生活を把握、安否の確認を行います。	補助事業	継続				
【寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業】 在宅の寝たきり高齢者等を対象に、自宅を訪問して訪問理美容のサービスを行い、保健衛生や福祉の向上を図ります。	補助事業	継続				
【寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業】 在宅の寝たきり高齢者等を対象に、寝具の丸洗い、乾燥及び消毒のサービスを提供することで衛生的で快適な在宅生活の援助を行います。	補助事業	継続				
【高齢者等外出支援サービス事業】 自力での歩行が困難な高齢者、障がい者のために外出支援を行います。	補助事業	継続				
【福祉車両貸出事業】 車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸出し、外出支援や社会参加の促進を図ります。	自主事業	継続				

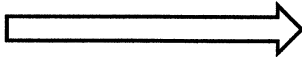
【福祉用具貸出事業】 寄贈された車いすや電動ベッド等の福祉用具を活用し、必要とする方へ無料で貸出します。	自主事業	継続	
【歳末見舞金交付事業】 民生委員を通して支援が必要な方々を把握し、低所得世帯等を対象に見舞金を交付します。	自主事業	継続	
【歳末大掃除サービス事業】 年末に、身体的・経済的に大掃除が困難な高齢者世帯等を対象に無料で大掃除を行います。	自主事業	継続	
【生活支援体制整備事業】 第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域で暮らす高齢者の地域課題等を把握し、住民同士による支えあいの活動やサービスの開発等解決方法について地域住民や関係機関等と検討します。	受託事業	継続	
【ちょこっとボランティア】 高齢者等の日常生活のほんの少しの困りごとをお互いさまで助け合いによる仕組みとして、有償ボランティアによる活動を行います。	受託事業	新規・継続	
【福祉除雪サービス事業】 身体状況や近隣に親族がいない等自力で除雪を行うことができない方を対象に有償で除雪サービスを実施します。	受託事業	新規・継続	
【新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討】 社協として時代に即応したサービスを行うため、関係団体等に調査を実施するほか、恵庭市からの受託事業等について協議・検討を行います。	自主事業	継続	

重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

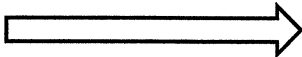
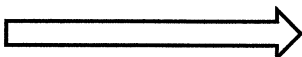
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【訪問介護事業等、居宅介護支援事業】 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業を実施します。	自主事業	継続				
【居宅介護事業・行動援護事業】 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、行動援護事業を実施します。	自主事業	継続				

基本目標5 地域福祉を推進する社協組織を強化します

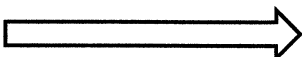
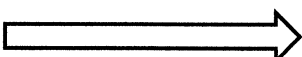
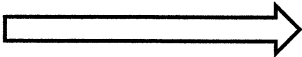
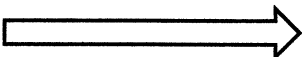
重点推進項目【計画の推進と管理】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【地域福祉実践計画の進行管理】 市民にわかりやすく地域福祉実践計画を発信し、地域福祉部会等で進行管理を行います。	自主事業	継続				

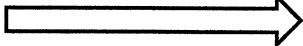
重点推進項目【組織体制の強化】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【組織運営体制の充実・強化】 今後の社協（法人）の円滑な運営を図るため、理事会・評議員会等のあり方を踏まえ、必要に応じて組織体制の見直しに努めます。	自主事業	継続				
【事務局（職員）体制の充実・強化】 今後の社協の事務事業を円滑に推進するため、事務局組織体制の強化と、人材の確保及び育成に等に努めます。	自主事業	継続				

重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保】 社協の事業や会費についての理解と協力についての働きかけを継続して行うと同時に、引き続き新たな財源の確保について調査、検討します。	自主事業	継続				
【愛情銀行の運営と周知】 寄付金の受入や、物品の預託等を積極的に行います。	自主事業	継続				
【共同募金活動への協力】 共同募金運動に積極的に協力します。	協力事業	継続				
【安定的な財務運営】 外部による監査を実施し、会計の透明性を高めるとともに、中長期を含めた収支見通しの作成する等安定的な財務運営に努めます。	自主事業	継続				

重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		3	4	5	6	7
【行政や各関係機関、福祉団体との連携】 行政、関係機関、ボランティア団体、福祉団体や市内の介護保険事業者や地域包括支援センターと連携し、地域福祉事業を行います。	自主事業	継続				
【福祉団体事務局の運営】 恵庭赤十字奉仕団、保護司会等の事務局を担い、適切な運営を行い地域福祉を推進します。	協力事業	継続	